

ハンドブック／知識ベース委員会規程

(昭和 44 年 1 月 24 日制定)
(昭和 56 年 4 月 27 日改正)
(昭和 62 年 4 月 22 日改正)
(平成 18 年 12 月 18 日改正)
(平成 27 年 5 月 19 日改正)

第 1 条 (目的) 本委員会は現下の電子情報通信に関する学問技術を権威ある電子情報通信ハンドブック／知識ベースとして体系化するために、その企画、編集、公表・出版を行い、また、進歩に即応して内容を斬新なものに維持するため、随時改訂を行うと同時にその公表を円滑に行い、社会へ貢献するとともに学会活動の基盤を構築することを目的とする。

第 2 条 (組織) 本委員会に委員長 1 名、副委員長・委員・幹事長・幹事若干名をおく。
本委員会はその目的を達成するために必要を認めた時は専門委員および専門幹事を委嘱することができる。

第 3 条 (委員の委嘱と任期) 本委員会の委員長および副委員長は会長が委嘱する。幹事長、幹事、委員、専門委員および専門幹事は委員長の推薦により会長が委嘱する。
本委員会の委員長、副委員長、幹事長、幹事、委員の任期は 2 年とし、いずれも重任を妨げない。

第 4 条 (業務) 本委員会はその目的を遂行するため次の業務を行う。
(1) 電子情報通信ハンドブック／知識ベースの企画、編集および公表・出版に関する業務。
(2) 電子情報通信ハンドブック／知識ベースの改訂、運用に関する業務。
(3) 本委員会の目的に関して必要と認められる業務。

第 5 条 (経費) 本委員会の運営に要する経費は学会共通経費とする。

附則 (平成 27 年 5 月 19 日改正)

1. 本改正は、平成 27 年 6 月 4 日から施行する。